

宗像の郷「中央学園」（東郷小学校・南郷小学校・中央中学校）

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめ防止等の対策に関する基本的な姿勢

すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を未然防止の観点から取り組む。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さないようにする。そして、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。また地域・家庭・関係機関と一体となった取組を推進していく。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）未然防止の考え方

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的ななかかわりの中で教職員と児童生徒の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題への指導方法等の情報については、学校における組織的な対応を教職員が共通理解しておくとともに、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

（2）おもに教師に求められること

- 「中央学園」としての小中一貫教育を推進し、「わかる授業づくり」に取り組む。
- 生徒指導の3機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）や人権が尊重される授業づくりの視点を大切にした授業づくりを行う。
- 学習規律・学習態度の指導を全教職員で共通理解のもと実践する。

（3）おもに児童生徒に育むこと

- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳、学級活動、児童生徒会活動を通して、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう、児童生徒同士でも悩みを聞き合い、考え、議論するなど、主体的に考えて行動できる力の育成を図る。また、自他の生命を大切にする心を育成し、いじめを許さない態度や集団の育成を図る。
- 学級活動を通して、お互いを認め合い、支え合う集団づくりを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力の育成を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）いじめの早期発見の考え方

- 日頃から児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒の小さな変化等を見逃さないようにする。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは、「どの子にもどの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。

- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明にあたっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場にたった指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 授業だけでなく、休み時間等にも声をかけ、「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイント」を基に、様相チェックを心がける。
- 生活アンケートやいじめに特化した生活アンケート（簡略化したもの）を毎月実施することで、児童生徒一人一人の変容をとらえる。
- 日頃から児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気作りのための支持的風土のある学級集団づくりに努める。
- 周囲の目が気になって事実を書けない児童の悩みに応えるために、「相談ポスト」等を設置し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
- 適宜、教育相談を実施し、児童生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。
- 保護者には、いじめに関するリーフレットや家庭用チェックリストを配付し、学校と家庭の連携を図っていく。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対応（ネット上のいじめを含む））

(1) 発見したいじめに対する対応の基本的な考え方

- 発見・通報・相談等を受けた場合、その状況や対応の経緯等について適切な処置により、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに宗像市教育委員会に報告する。
- 被害児童生徒の権利を擁護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導などの柔軟な対応に努める。
- 加害児童生徒に対しても、教育的配慮のもと、別室指導等、毅然とした対応を行う。また、教育上必要があるときは、学校教育法11条に基づき児童生徒に対して懲戒を加える。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 児童生徒の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「校内いじめ問題対策委員会」で情報を報告する。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童生徒等から事情を聞くなどして、いじめの有無について事実確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って宗像市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒、保護者に連絡する。
- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、宗像警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに宗像警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

（児童に対して）

- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 良い点を認め励まし、自信を与える。
- 人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。

(保護者に対して)

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(児童に対して)

- いじめの事実確認、背景、理由等を確認する。
 - 不満・不安等の訴えを十分に聞く。
 - いじめられた児童生徒のつらさに気づかせる。
 - 課題解決のための援助を行う。
 - 体験活動等を通して所属感を高める。
 - 心理的ケアを十分に行う。
- (保護者に対して)
- いじめの事実を正確に伝える。
 - 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
 - 児童の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒に対して自分の問題としてとらえさせる。
- いじめを止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、宗像市教育委員会情報担当職員や警察等に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- 家庭用リーフレット等で、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。
- 「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」をテーマに、年1回児童生徒と保護者がともに学ぶ学習会を実施する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。
- 重大事態が発生した旨を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。
 - 宗像市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 被害者の安全と心身のケアを最優先し、加害児童生徒の人格の成長を目指して教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - 重大事態が再発しないよう、再発防止策について協議する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。

6 いじめ防止等のための職員研修

- 4月初めに、いじめ防止の基本方針、いじめ理解に関する校内研修会を行い、すべての教職員の共通理解を図る。

- 1 学期始めに集会等を開き、自他の良さを認め合う人間関係づくりについて指導を行う。
- 長期休業中に専門家を招聘した研修会や特別支援教育の視点に立った児童生徒理解の研修会等を開催する。

7 その他

- 各学期の学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学園運営協議会等に報告する。
- 学年末に、「校内いじめ問題対策委員会」及び全教職員による評価・反省を行い、次年度に向け、取組計画の見直しを図っていく。

8 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の役割・機能

- ア いじめ防止対策推進法・第22条に係わる組織について
- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、いじめ事案の該当担任および学年主任、児童生徒支援担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター等からなる、いじめ防止等の対策のための「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。
 - 「校内いじめ問題対策委員会」では、以下の取組を行う。
 - ・未然防止などいじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況確認、定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識の啓発
 - ・児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識の啓発
 - ・面談や相談の受け入れ及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・発見されたいじめ事案への対応
 - ・構成員の決定
 - ・重大事案への対応
 - ・児童支援委員会との情報共有
- イ いじめ防止対策推進法・第28条【重大事案】に係わる調査のための組織について
- 下記(2)から、第22条に係わる組織の構成員と第28条に係わる調査のための組織の構成員、事案の性質に応じて校長が指名すること。なお、第28条に係わる調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断を仰ぐものとする。

(2) 組織の構成員

組織の名称		「校内いじめ問題対策委員会」
組織の構成員	教職員	校長
		教頭
		主幹教諭、
		特別支援コーディネーター
		生徒指導担当
		児童生徒支援担当
		養護教諭
		いじめ事案の該当担任および学年主任
組織の構成員	外部専門家	スクールカウンセラー
		P T A会長
		学園運営協議会委員(学識経験者・弁護士)
		スクールサポーター
		宗像市スクールソーシャルワーカー